

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、皆様とともに
70
Anniversary
労働新聞社

安全スタンプ

特集Ⅰ

アプリ使って運転意識向上

急な操作をスコアで自覚

デンソー「yuriCargo」プロジェクト

特集Ⅱ

造船業特化のVR教材作成

垂直はしごから墜落を体験

日本造船協力事業者団体連合会

ニュース

危険源リスト作成へ

製造業官民協議会 発見的手法後押し

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2384

2021

8

15

■ 災害のあらまし ■

某介護施設で介護業務に従事していたAさんは、ある日から乾いた咳や発熱など風邪に似た症状が出始めた。発熱は37.5度以上に達してそれが4日以上続き、また味やにおいも分かりにくくなったことから、発熱相談センターへの電話相談を経て新型コロナウイルスのPCR検査を受けたところ、陽性と判定された。

■ 判断 ■

Aさんが新型コロナウイルスに感染した経路は特定されず、また介護施設内におけるクラスターの発生も確認されなかった。しかしAさんは日々複数の感染が疑われる介護利用者に対する介護業務に従事していたことが認められたため、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

新型コロナウイルス感染症の労災補償は、厚生労働省が公開している通達「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」に則って取り扱うこととされている。

この通達では、新型コロナウイルスへの感染が労災保険給付の対象になるか否かを判断する際には、無症状者による感染拡大のリスクなど同感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要であると示している。

その具体的な内容だが、まず労働者の新型コロナウイルスへの感染が国内で生じたものなのか、それとも国外での感染なのかによって判断の方向性が分かれる。そしてその感染が国内で生じたものであれば、その労働者が「医療従事者等」に当たるのか、それともそれ以外の労働者なのかによって

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会
社会保険労務士事務所たすく

代表 中島 文之

第331回

さらに方向性が分岐することとなる。

「医療従事者等」については「業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる」としている一方、それ以外の労働者の場合は、感染経路が特定されているか否かによって方針が分かれ、特定されない場合は個々の事例に即して業務起因性の有無などが判断されることとなる。

原則として労災保険給付の対象とされる「医療従事者等」と異なり、それ以外の労働者については、感染経路が特定できず業務起因性も乏しいと判断されてしまうと給付の対象にならない場合があるので注意が必要である。

この「医療従事者等」という文言から、該当する労働者は医師や看護師といった病院および診療所で働く者に限られると誤解しがちだが、この通達では介護施設で働く介護従事者も「医療従事者等」に含まれる。本事例のAさんは正にこれに該当したため、感染経路が特定されなくても業務上と判断されたのである。

このように「医療従事者等」として一括りにされる医師、看護師、そして介護従事者だが、日本標準産業分類の中分類では病院や診療所が「中分類 83 医療業」、介護施設が「中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業」とそれぞれ異なるカテゴリーに属しており、労災認定の判断における分類と日本標準産業分類での分類が一致しているわけではない。

それでは「中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業」に属する業種で働いている労働者であればすべてが「医療従事者等」に該当するかというと、必ずしもそうとは限らない。

厚生労働省のホームページで公開されて



いる新型コロナウイルス感染症の労災認定事例のうち、保育園に勤務する保育士が感染した事例や児童クラブで学習支援業務に従事していた労働者が感染した事例は、いずれも「医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例」または「医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例」として紹介されている。すなわち、「中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業」であっても、保育園や児童クラブで勤務する労働者は「医療従事者等」に当たらないということである。

「中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業」には幅広い業種が含まれており、これらの事業に従事する労働者が「医療従事者等」に該当するか否かを、事業主が逐一判断するのはかなりの困難を伴う。これらの事業所で新型コロナウイルスへの感染に係る労災保険給付の請求を行う場合には、「医療従事者等」に当たるか否かに支給の可否を左右されることがないように、感染した労働者の勤務実態や業務外での感染可能性の有無といったさまざまな情報の収集に努めることが肝要である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp